

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、四箇池土地改良区の松尾池導水路頭首工管理規程を次のとおり平成25年5月7日認可した。

平成25年5月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

松尾池導水路頭首工管理規程の概要

1 かんがい期間

毎年6月1日から10月31日まで

2 かんがい期間における計画取水量及び取水時における河川の水位

頭首工 の名称	計画取水量	河川の水位	
		上限標高	下限標高
松尾池導水路 頭首工	毎秒2.12立方メートル	60.72メートル	59.42メートル

3 出水時の放流

松尾池導水路頭首工の水位が標高60.52メートルから0.2メートルを超えると、自動倒伏^{せき}堰の作動により放流する。

4 洪水等緊急時の措置

管理者は、警戒体制をとり、緊急事態に対応した施設の操作を行う。

5 施設の管理

管理者は、操作に必要な機械器具等の点検整備を行う。